産 官 学 連 携 委 員 会 規 程

（総則）

第１条　産官学連携委員会（以下、委員会という）は、本会定款第４条及び第５条による目的を達成するため、常置委員会として設置する。本委員会の運営については、日本分析化学会委員会規程によるほか、この規程の定めるところによる。

（目的）

第 2条　本委員会は、産官学間の学術・技術上の交流と連携強化をめざして、産官学にまたがる学術・技術の調査研究及び関連する事業の企画・提言などを行うと共に、その具体化について検討することを目的とする。

（委員会の構成）

第 3条　委員会は、委員長１名、副委員長3名以内、委員 8～15 名以内で構成し、理事若干名を含むものとする。なお、顧問若干名を置くことができる。

② 委員長、幹事、委員、顧問は，委員会の推薦に基づき理事会の議を経て、会長が委嘱する。

③ 委員長、幹事，委員、顧問の任期は、１年とするが、重任を妨げない。

（委員会）

第 4条　委員会は、委員長が招集する。

② 委員会は、特定の事項を協議、実行するため、小委員会を設けることができる。

（事業の内容）

第 5条　委員会は、第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

② 産官学間における分析化学関連の学術・技術の交流活動

③ 産官学にまたがる分析化学関連の学術的調査・研究・事業の企画及び関連する事業についての建議

④ その他第２条の目的を達成するために必要な事業

（規程の改正）

第 6条　本規程の改正は、理事会の承認を必要とする。

付則　1.　本規程は、2001 年 3 月 1 日から施行する。

2001 年 6 月 15 日理事会承認
2003 年 12 月 12 日一部改正